

新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした臨時的な自動車等による
通勤許可の特例的取扱いにかかるQA（5月7日付追記）

Q19 これまでの通知では、登校日における自動車等通勤は認めていなかったが、今後は認められることになったのか。

A19 今後は登校日が増加することが見込まれることから、登校日における自動車等通勤を認めることとします。

ただし、校内事故防止の観点から学校敷地内での駐車は認められませんので、学校敷地外における駐車場（コインパーキング等）の確保が必要になります。

Q20 仮に、府立学校の臨時休業が6月1日以降も継続され、自動車等による通勤認定を行った場合は、学校敷地内での駐車は認められるのか。

A20 臨時休業が継続されている間は、通勤認定後もこれまでと同様、校長・准校長が安全確保を十分に行うことを前提として、学校敷地内での駐車を可能とします。

ただし、登校日は除きます。

Q21 6月についても5月同様、臨時的な自動車等による通勤許可ができないのか。

A21 5月については1日が連休前であったという状況もあり、1日と連休期間を除いた7日から臨時許可を実施することとしました。6月についても臨時許可を実施すると、当該許可期間の月数が通勤手当の支給対象期間（6か月）の半数を占めることから、臨時的な利用とはいえず、自動車等による通勤認定が必要となります。